

平成 29 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付申請者募集要項

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内の介護福祉士及び社会福祉士の確保を図り、福祉の増進に資するため、介護福祉士または社会福祉士養成施設（以下「養成施設等」という。）の在籍者を対象に修学資金を貸付ける制度です。

平成 29 年度の介護福祉士修学資金等の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

- 1 募集期間 平成 29 年 4 月 10 日（月）から 5 月 31 日（水）
※上記募集期間は養成施設等から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への申請書提出期間です。
※申請者は、在籍する各養成施設等を通して申請してください。
※養成施設等によって受付の窓口、期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

2 貸付対象者

養成施設等に在学（平成 29 年度入学または平成 29 年 4 月 1 日現在在学中）し、卒業後 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録し、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思をもち、成績優秀で家庭の経済状況等から貸付を必要とする次の（1）から（3）のいずれかに該当する方。

- （1）茨城県内に住民登録している方
- （2）茨城県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
- （3）養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録していて、かつ介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に修学するために茨城県外に転居した方

3 貸付金額、貸付期間等

（1）介護福祉士修学資金

修学資金 月額 5 万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20 万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20 万円以内（最終回の貸付時）

国家試験受験対策費用 4 万円以内（平成 29 年度以降卒業する方を対象に年度あたり 1 回）

* 生活費加算制度あり

（2）社会福祉士修学資金

修学資金 月額 5 万円以内（貸付期間は正規の修学期間）

入学準備金 20 万円以内（初回の貸付時）

就職準備金 20 万円以内（最終回の貸付時）

* 短期養成施設等に在学の場合は、初回または最終回いずれかの貸付となります。

* 生活費加算制度あり

4 申請方法

- (1) 申請をしようとする方は、各自の状況に応じて下表「申請に必要な書類」1から5に掲げた必要な書類を揃えて養成施設等に提出してください。
- (2) 養成施設等において、申請者に係る下表6の「推薦書」(第4号様式)及び7の「直近の学業成績証明書」を作成し、申請者から提出された(1)の書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士修学資金または社会福祉士修学資金の貸付希望者が作成 連帯保証人が1名必要。申請書には連帯保証人に署名・押印(実印)し、連帯保証人の所得証明書類、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付していただきます。 ※連帯保証人の要件 ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人
	2	申請者の住民票謄本	—	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票(3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの) ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要
	3	課税証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> 直近の市町村県民税課税証明書(3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示された個人用のもの) 住民票に記載のある18歳以上の者全員分を提出してください。
	4	離職して2年以内であることを証明する書類(離職証明書等)	—	<ul style="list-style-type: none"> 中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内方)が対象
	5	生活保護受給者証明書等	—	<ul style="list-style-type: none"> 生活費加算制度利用については、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書(生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。) ※その他個別の状況に応じ、必要となる書類があります。
養成施設等が作成	6	推薦書	第4号様式	<ul style="list-style-type: none"> 養成施設等において作成してください。
	7	直近の学業成績証明書	在学する養成施設等の学業成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> 養成施設等において作成してください。 在学中の養成施設等の成績証明書がない場合は直近に卒業した高等学校等の成績証明書(卒業後の年数が経過し成績証明書の提出ができない場合は、その旨を記載した理由書(様式不問)及び卒業証書の写を提出してください。)

5 貸付の決定

- (1) 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、修学資金貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
- (2) 貸付決定通知とともに、修学資金等借用証書（以下「借用証書」という。）、振込口座申込書等の書類を郵送しますので、定められた期間に県社協へ提出してください。
※借用証書には申請者本人の署名・押印（実印、印鑑登録証書が必要）が必要です。また、貸付金を送金するため申請者名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行は除く）が必要です。
- (3) 借用証書の提出をもって貸付契約が締結されます。貸付契約及び貸付制度に係る説明会を実施しますので、必ず参加してください。（説明会は7月上旬実施予定）

6 貸付金の交付

- (1) 貸付契約締結後、指定された口座に貸付金を交付します。
- (2) 貸付金は、年4回交付します。
（4～6月分：6月末、7～9月分：9月末、10～12月分：12月末、1～3月分：3月末）

7 貸付金の返還について

修学資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付期間の2倍に相当する期間内に、月賦、半年賦の均等払又は、一括払の方法により返還してください。
なお、返還期間内に返還できない場合は、年5.0%の延滞利子が発生します。

8 貸付金の返還免除

修学資金の貸付けを受けた人は、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士の資格登録を行い、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士または社会福祉士としての業務に、引き続き5年間（県内の過疎地域または中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）、業務に従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

<県内の過疎地域>

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域

9 お問い合わせ及び書類の提出先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（修学資金担当）

（所在地）〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）029-350-8366（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）